家系図作成講座

江戸時代の先祖を調べて家系図を作る

初級編

家系図作成 家族の樹

〈家系図作成講座 初級編〉

平成２１年１０月版

～ 目次 ～

はじめに

第一章　家系図調査の今 自分のルーツが消えていく

第二章　今すぐ戸籍・除籍を取得しよう
　　戸籍取得の方法
　　戸籍の解読法

第三章　戸籍を系図にまとめよう

第四章　江戸時代の先祖を探そう
　　江戸時代の先祖を探すには
　　苗字と家紋
　　「先祖調べ」の基本は下から

第五章　先祖調査の基本手順

第六章　「家族の樹」が家系図作成を応援します
　　自分で家系図を作りたい方へ
　　専門家へお任せしたい方へ

～ はじめに ～

最近、「ルーツ調べ」「家系図調査」が世代を超えて静かなブームになっています。
先日も、日本テレビ系列で「アナタの名字 SHOW」という番組が放映されていました。熱く語っている出演者は自分の名字や先祖の自慢話をするわけですが、演出ではなく本当に嬉しそうに、楽しそうに見えました。
誰しも先祖を誇りたい気持ちを持っています。
そして悪意ではなく、“敬愛”や“感謝”の思いで先祖の良い部分を見つめようとします。
「ルーツ調べ」の素晴らしさはここにあります。

「ルーツ・ヒーリング」という言葉があるように、家系図には心に働きかける癒しの力があります。さらには自分の生き方や家族関係を見つめ直す力もあります。
なぜなら家系図には、親から子、子から孫への愛と生命の真実の歴史が綴られているからです。
そして、そこから先祖のメッセージを感じ取ることが出来るのです。
しかし、“家系は三代”という言葉が示すように、四代、五代と家系を繋いでいくことが容易でないことも事実です。
多くの家系を調べてみると、家業の成功などの経済的な繁栄が長い家系史の中で一時期でしかないことも多いのです。
栄華を誇った名家が絶えていることも珍しいことではありません。
「栄枯盛衰」「盛者必衰」とはまさに家系に当てはまる言葉です。

“先祖にはどんな人がいるのか”“自分のルーツはどこにあるのか”そのような疑問を誰しも一度は持ったことがあると思います。
また、余裕があれば「ルーツ調べ」をしてみようと考えたこともあるでしょう。
しかし、最も身近なご先祖である祖父母の生涯や事績をどれだけの方がご存知でしょうか？
おそらく、聞き伝えだけで、書いた記録はほとんど残っていないのが現実でしょう。
歴史は、特別な事は記録に残しますが、当たり前の事やみんなが知っている事など、日常的な事柄は記録に残りません。
つまり、私の中にある先祖の記憶も記録しなければ、いずれは失われ、後世の子孫は知る術もなくなってしまうのです。

是非、これを機会として「ルーツ調べ」「家系図調査」に挑戦してみましょう。

～ 第一章 家系図調査の今 自分のルーツが消えていく ～

「自分のルーツ・先祖が消えていく」とは少し驚かれるかも知れませんが、誇張した表現でもなく現実の話です。
これからその理由をお話しします。

その前に、「何を根拠にそんな話ができるのか」と思われる方もおられるはず、私のことを少し紹介させてください。

私は現地調査を中心として家伝や家系史を研究してきました。
現地調査をした範囲は北海道から九州・鹿児島まで全国に及び、依頼者は政治家・上場企業役員・教育学者という有力者から主婦・青年に至るまで、作成に関わった家系図は１０００件をこえます。
このように異なる条件や生活環境の方を現地調査した実体験を基にお話ししています。

最近、次のような相談が増えてきました。
「弁護士（行政書士）に頼んだのですが古い除籍が取れないのです。」
「お寺に行ったのですが過去帳がありません。協力してくれません。」
「墓地も整理してしまい、本家の行方がわからないのです。」
心当たりがある方もいるのでありませんか。

私自身、１０年前に比べて先祖調査の環境は厳しくなっていると感じています。
私の推測では、次世代の約３割の家系で江戸時代の「先祖調べ」が出来なくなると考えています。

さらに悲しい現実は無縁の先祖が増えているということです。
墓地調査をすると、供養されることなく放置されている墓石があります。
その横には「この墓石の所有者はご連絡ください。〇〇寺」という看板が立っています。

しかし、看板があればまだ良い方で、墓石はくずれ、草に覆われ、周囲からも忘れ去れた墓もあります。
調査をすると、そのような墓から先祖墓を発見することもあるのです。

何故、自分のルーツ・先祖が消えていくといえるのか、その理由を整理しておきましょう。

①除籍謄本の保存期間は８０年である

除籍謄本の保存期間は全員が除籍になった日から８０年と決められています。
２００９年現在では、１９２９年（昭和４年）以前の除籍謄本は破棄されることになります。
つまり、１０年後には１９３９年(昭和１４年)、３０年後には１９５９年(昭和３４年)以前となるわけです。
もうお分かりですね。確実に古い戸籍資料は取得できなくなっています。

除籍謄本には歴代父祖の名前・生没年だけでなく、先祖の出身地や本家筋の消息など多くの情報が記されています。
まさに「先祖調べ」の基礎資料です。
手遅れになる前に、除籍謄本だけは急いで取得することをお勧めします。

②家蔵資料が失われている

次ぎに重要な資料が家に伝わる先祖の記録です。
つまり、墓石・位牌・過去帳・文書記録のことです。
これが急速に失われています。

墓地の建替えや仏壇の整理による古い記録の処分や、転居や第三者への貸与による紛失、火災などによる焼失など、様々な理由で先祖記録がないことが多くなっています。

さらに跡継ぎの問題もあります。
ご存知のように、「本家を守る」「本家を継ぐ」ということは容易ではありません。
現地調査をしてみると、本家が廃絶、あるいは消息不明になっているケ

ースがあります。

③地元の年長者が少なくなっている

先祖や地元の伝承・逸話に詳しい長老・古老と呼ばれるお爺さん・お婆さんが少なくなっています。
「あと５年早く来てくれたらね」「お爺さんは詳しかったのにね」という話を現地調査でよく聞きます。

この話をすると「先祖のことはお寺に聞けば分かるのではないですか」との質問が必ずあります。
残念ながら、答えは“ＮＯ”です。
基本的にお寺の過去帳（檀家の戒名・命日が記録された資料）は閲覧できません。個人情報問題が騒がれるようになって、さらに厳しくなりました。檀家総代が直接頼んでも断られます。
ご住職の中には協力して下さる方もおられますが、ごく一部と思ってください。
仮に協力的なご住職であったとしても、家にある位牌や墓石などの記録がなければ調べることはできません。
位牌堂を持つお寺もありますが、ごくごく一部のお寺です。

「住職だから檀家のご先祖のことは知っているはず」と思っている方もいると思います。
七十歳代以上の老僧であれば可能性もあるでしょうが、次の世代の住職はご存知ないと思います。
プライバシーの問題もあり、意識して踏み込まない住職もいるくらいです。
私自身、１０年前と比べてお寺の対応が最も変わったと思っています。

このレポートをここまでお読みなって、どのような感想を持たれたでしょうか。
「この程度の障害は当たり前、問題ないよ」と思われる方は、早速行動を起こしてみましょう。
思いも寄らない所から、貴重な情報や資料が出てくるかもしれません。

現地調査を長年やってきた者として、とても危機感を感じています。
意識のある誰かが取り組まなければ、子供や孫の世代では先祖を振り返る

ことが出来ず、永遠の謎になってしまうかもしれません。

もし、親戚の誰かがすでに家系図を作っているのであれば、聞いてあなたの家にも残しておきましょう。
子供の世代には「親戚の誰か」も分からないのですから、

「では何から始めたらいいのか」これについて説明していきましょう。

～ 第二章 今すぐ戸籍・除籍を取得しよう ～

「先祖調べ」は戸籍・除籍謄本を取得することから始まります。

戸籍とは、戸と呼ばれる家族集団単位で国民を登録する目的で作成される公文書をいいます。
戸籍には、家族の出生・親子関係・養子関係・婚姻・離婚・相続・死亡などの記録が記されており、これらの情報を基に系図を書くことができます。

日本の戸籍制度の歴史は古く、古代律令制の時代にさかのぼります。
しかし、律令制度が崩壊する平安時代になると戸籍制度は事実上消滅し、全国的な支配体制を確立した江戸幕府の登場まで待つことになります。

江戸幕府は安定した貢租の徴収や、封建社会体制の維持のために全国的に人別帳（宗門人別御改帳）の作成を進めます。
この人別帳は貢租の義務を負う「家」を単位に編纂されているため、持高や菩提寺、血縁家族以外の縁者や使用人なども記されていました。

この人別帳制度は明治期の戸籍制度に引き継がれ、統一形式がなかった明治５年の壬申戸籍はこれに近い様式になっています。

中央集権国家を目指す明治新政府は、封建社会における主従関係、支配被支配関係の「家」制度を解体させ、「戸」を単位とする国民把握体制の確立に取り組みました。

それに伴い、戸籍制度は明治５年に原型が作られて以後も、明治１９年、明治３１年と戸籍の形式は変化していきます。

いずれにせよ、戸籍には系図を作成する基本的な情報が含まれています。
家系図作成の第一歩は戸籍を取得することから始まります。
しかし、除籍簿（※1）は保存期間が８０年と定められており、それ以前の除籍簿は取得することができません。
つまり、古い系図は作れないということになります。
まずは、戸籍を取得しましょう。

※1 除籍簿･･･結婚や死亡などで戸籍から除かれ、結果として誰もいなくなった場合、戸籍簿から移されたものを除籍簿といいます。

～ 戸籍取得の方法 ～

戸籍は、自分や親の戸籍謄本請求→祖父母の除籍謄本請求→曽祖父母の除籍謄本請求という順番に取得していきます。

ステップ１　自分や親の戸籍謄本請求

「本籍地」がある市町村役場で取得します。
申請用紙の書き方は参考例もあり難しくありません。
但し、本人確認書類の提示が求められますので、運転免許証などを準備してください。

戸籍謄本の交付を受けられるのは、戸籍記載者・配偶者・直系尊属・直系卑属です。よって、直系先祖の謄本は取得することが出来ます。

戸籍には「謄本」と「抄本」があります。
「謄本」は戸籍の記載内容全部の写しですが、「抄本」は一部分を抜き出した写しです。家系図の作成には「謄本」を申請します。
戸籍謄本取得の手数料は １通 450 円です。
本籍地の役場が遠方の場合や、窓口が開いている時間に役場へ行けない場合があります。このような方は郵送での取得となります。
市町村役場によっては申請用紙などに違いがあるので、まず申請する役場の

戸籍係に申請方法や手数料の支払い方などを聞くのが良いでしょう。

一般的な例として、郵送申請の場合は以下のものが必要となります。

（1）謄本の交付申請用紙　（コピー用紙に手書きでも良い）
（2）返信用封筒（返信分の切手を貼って）
（3）本人確認書類の写し（運転免許書など）
（4）手数料（定額小為替を利用）

〈交付申請用紙の例〉

戸籍謄本の郵送請求依頼書
○○市長殿　　平成○年○月○日

必要な戸籍謄本
本籍地　○○県○○市○○町字○○△△番地△号
筆頭者名　○○
生年月日　○年○月○日生まれ

戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍　○通

請求者氏名　　印
住所　○○県○○市○○町字○○△△番地△号
電話番号
生年月日　昭和○年○月○日生まれ

使用目的

ステップ２　祖父母や曽祖父母の除籍謄本請求

「除籍謄本」とは、戸籍記載の全員が死亡や婚姻などにより除かれたため、「除籍簿」に移された戸籍の謄本をいいます。
祖父母や曽祖父母の場合は「除籍謄本」を取得することになります。
「本籍地」に移動がなく市町村役場が同じであれば、戸籍謄本を申請する時

に「さかのぼれるだけ除籍謄本を下さい。」とお願いすると良いでしょう。
しかし、転籍がある場合は転籍前の役場へ請求しなければなりません。
例として「除籍謄本」に以下の記載があるとします。

〇〇縣〇〇郡〇〇村拾弐番地ヨリ転籍届出大正四年三月三日受附入籍

「〇〇縣〇〇郡〇〇村拾弐番地」が転籍前の所在地（本籍地）になります。
この所在地の現在の地名を調べ、該当する役場へ請求することになります。

ここで注意すべきは「除籍謄本」は１通の取得だけでは終わらないということです。

一般的に、すべての除籍謄本を申請すると４通以上になります。
例えば、戸主が隠居して子供や孫の戸籍に入っている場合は、戸主の命日を確認するためには子供や孫の戸籍を取得する必要があります。
役場では「この人の死亡が記載された戸籍謄本が欲しい」とお願いするとよいでしょう。

除籍謄本取得の手数料は １通 750 円ですので、750 円×取得数が手数料になります。

次に請求理由にも注意が必要です。
請求理由は「先祖供養のため」「墓地を整理するため」「相続のため」などが良いと思われます。
「家系図作成」や「先祖調査」では請求を認めない役所があるようです。

除籍謄本を請求する場合、多くの方の役場は遠方にあると思われます。
この場合、戸籍申請と同じく郵送での申請となります。
戸籍の郵送申請の場合を参考にしてください。

ほとんどの場合、一度の申請で必要な戸籍謄本・除籍謄本が全て揃うことはありません。
「取得できた戸籍謄本・除籍謄本を解読し不足な部分を申請する」この繰り返しになります。

しかし、保存期間が過ぎたなどの理由で戸籍が廃棄されている場合は、廃棄済であることを示す証明書が送られてきます。
これが送られてくると、これ以前の古い除籍謄本の取得はできません。

参考図書として、『わかりやすい戸籍の見方・読み方・とり方』（日本法令 伊波喜一郎 ／山崎学）があります。参考にしてください。

～ 戸籍の解読法 ～

戸籍・除籍謄本が取得できたら、次に何が書かれているのかを理解しなければなりません。
そのためにまずは、戸籍形式の変遷を見ておきましょう。

明治５年式戸籍（壬申戸籍） 明治５年～明治１９年

江戸時代の宗門改人別帳の性格を残す戸籍簿で、菩提寺や氏神、職業の記載もあります。
人権上の問題から法務局に保管され、現在は閲覧が禁止されています。

明治１９年式戸籍 明治１９年～明治３１年

現在、取得できる最も古い戸籍簿です。
家督を相続した戸主を中心として直系・傍系（兄弟筋）の親族を記載し、出生・死亡・結婚・離婚・養子縁組が記載されました。
住所表示が屋敷番から地番になりましたが、地域によっては「～番屋敷」と書かれている戸籍もあります。

明治３１年式戸籍 明治３１年～大正３年

基本的には明治１９年式戸籍を引き継いでいますが、「前戸主との続柄」「戸主となりたる原因及び年月日」が追加されました。
また、隠居・後見人・確かな相続人の有無・家族員の失踪の情報も記載されました。

大正４年式戸籍 大正４年～昭和２２年

「戸主となりたる原因及び年月日」が廃止されましたが、様式に大きな変化はありません。戸主のページを広く使って記載しています。

現行戸籍　昭和２２年～現在
　夫婦親子単位に記載されています。

改正原戸籍
　法改正により新しく戸籍を作りかえる場合、その元となった戸籍のことをいいます。

次によく見かける用語を解説します。

除籍
　結婚や死亡などで戸籍から抜けることをいい、当該者には朱色で×印がついています。

転籍
　戸籍の所在地（本籍地）を別の所在地へ動かすことをいいます。

家督相続
　戸主が死亡・隠居などをした際、一人の相続人が戸主の身分及び財産を相続することをいいます。第二次大戦後の民法改正で廃止になります。

戸主
　戸主権を持ち、家族を統率・扶養する義務を負った家の首長をいいます。同じく民法改正で廃止になります。

戸籍筆頭者
　戸籍の最初に記載される者をいいます。原則として、婚姻の際に氏を改めなかった者が筆頭者になります。

廃嫡
　推定相続人の家督相続権を失わせることをいいます。

嫡子（ちゃくし）庶子（しょし）
　嫡子は本妻の子で家督を相続する子供をいい、庶子は妾腹の子供、旧民法で父の認知した子供をいいます。

嗣子（ししi）
　家督を相続する子供をいいます。いわゆる跡継ぎのことです。

離婚復籍
　婚姻解消し、実家の籍へ戻ることをいいます。

携帯分家
　分家に際し父母を伴って新戸籍に入籍することをいいます。

後見
　後見人が禁治産者または親権者を欠く未成年のために財産管理や身上監護の任に当たることをいいます。

◆戸籍解読のポイント

　古い除籍簿から順番にみていきます。
　上（古い世代）から下（新しい世代）へ辿るという見方です。

　明治１９年式戸籍（次頁の図）をみてみましょう。

　最初の欄（右端）の上段に**本籍地の住所**、下段には**前戸主の氏名**（亡父平安京太郎）が書かれます。
　その左の欄が**戸主欄**になります。上段に相続や死亡年月日などが書かれた**事項欄**があり、下段に氏名（平安京太郎）、続柄、生年月日が記されます。

　戸主欄の左に家族が記されます。続柄（妻、長男、婦など）には戸主から見た関係が記されます。
　明治３１年式以降の戸籍も基本的には同じ構成になっています。

この要領で順番に解読していくと、戸主を中心とする系図が完成します。

　ここで気がついた方もおられるかも知れませんが、古い戸籍簿（除籍簿）と新しい戸籍の間で記載内容が異なる場合があります。

明治１９年式戸籍・例

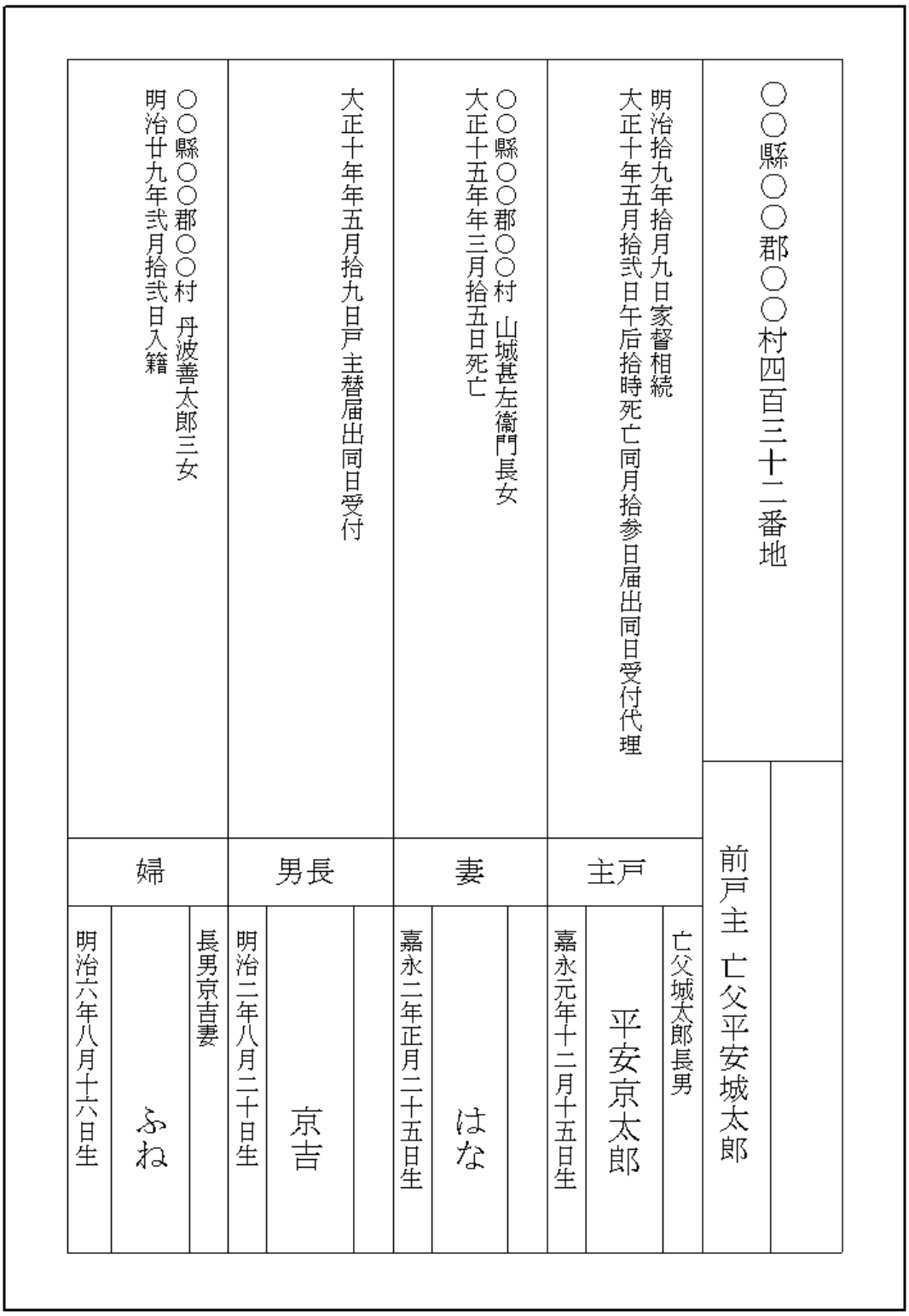

戸籍は明治５年に原型が作られて以後、明治１９年、明治３１年、大正４年、昭和２３年、平成６年に戸籍法が改正され、戸籍の形式は変化してきました。

この時、新しく作りかえられた戸籍と古い戸籍（改正原戸籍）との間に記載の間違いがあることがあります。

手書き資料なので、写し間違いがあるというわけです。

「生年月日」や「住所地の漢字」の間違い、住所地の記入もれ、名前や続柄の間違いがあることもあります。

　さらに驚くことには、戸籍編纂時の情報が違うという根本的な誤りもあります。
　各家には過去帳や位牌という先祖の記録が残されていますが、命日や俗名が戸籍の記載内容と異なることが見受けられます。
これは明治期に作成された戸籍に多い事例です。
　しかし、これが公式の個人情報になり、事実証明の書類として法的に認められるわけです。

　また、戸籍編纂により全国民は「苗字」を持つことになります。多くの場合は江戸期の家名を戸籍に登録しましたが、なかには「苗字」が分からない者もいました。
　この時に僧侶や庄屋などに新しく「苗字」をつけてもらった者もいます。これを「明治の新姓」といいます。

　現地調査を進めていくと、戸籍の苗字とは違う本来の苗字が分かることがあります。

　このように戸籍の情報は必ずしも真実を伝えていないということを念頭の置いておく必要があります。
　可能であれば戸籍内容を家蔵資料と比較検討しまとめることをお勧めします。

　明治期の戸籍には旧字が使われています。特に女性の名前には「変体かな」が使われています。
　日常生活では使わない文字であるため読めなくて当然です。

　旧字を読むには漢和辞典を引けばわかります。
　「変体かな」は古文書解読辞典で説明されています。
　しかし、古文書解読辞典を持っている方は少ないはずです。

そこで頻出する「変体かな」を整理しました。
次頁の**変体かな対象表**を参照してください。

次に地名にも戸惑うに違いありません。

明治期の戸籍にある地名は、市町村合併により現在は使われていない地名がほとんどです。
精密な現在の地図をみても検討がつかないでしょう。

そこでお奨めするのが角川書店刊行の県別『角川日本地名大辞典』です。
５０音順に配列されており、国語辞典の感覚で調べることができます。
地名の由来や中世期から現在までの地名の歴史も記されており、とても参考になります。

但し、平成の大合併以後の地名に対応していませんので注意してください。

変体かな対象表

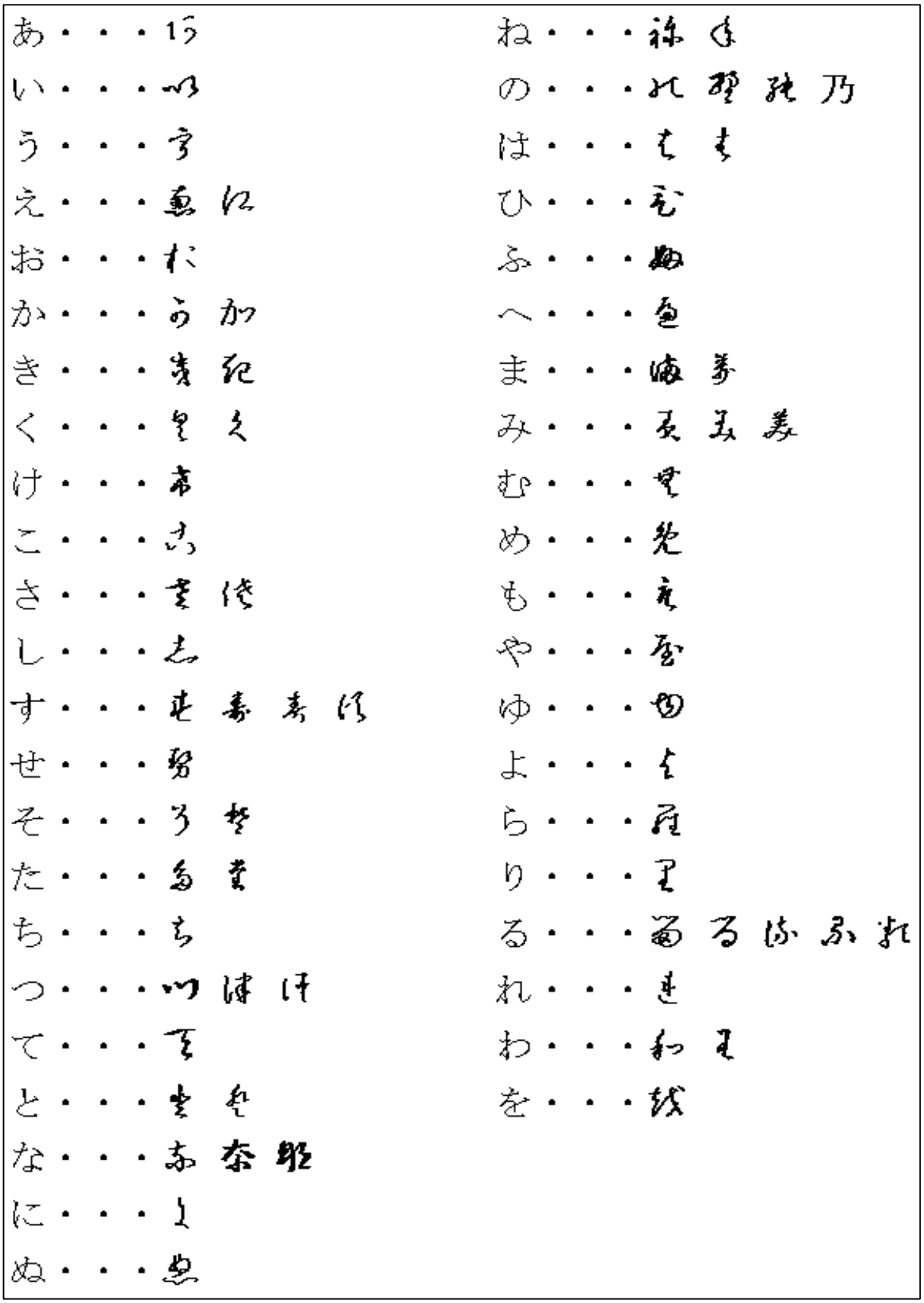

～ 第三章 戸籍を系図にまとめよう ～

戸籍資料で得られた情報を縦系図にまとめてみましょう。
縦系図は上から下へ直系の流れが一目で分かる形式です。掛軸をイメージしていただけると良いでしょう。
直系をたどる戸籍資料をまとめるには最適の形式です。

一般的な縦系図の書き方を説明します。

１系線の引き方

夫婦は横線二本で結びます。夫婦の二本線の間から縦線を伸ばします。
これが親子の線です。兄弟姉妹がいる場合は横線を引きつなぎます。
養子は縦線二本でつなぎます。
系線の色は朱色を使います。

２人名の配列

夫の右、妻が左です。先妻・後妻がある場合は先妻が夫の右隣、後妻が夫の左隣になります。
兄弟姉妹・養子は生まれた順に右から左へ書きます。

３記載内容

縦系図の欠点は記載できるスペースが少ないということにあります。
しかし、少なくとも以下の内容は記しておきましょう。

- 生年月日や命日
- 家督相続や分家した年月
- 妻や養子の実家の所在地や実父の名前
- 嫁ぎ先や養子先の実家の所在地

これらを人名の左隣に記します。

これで基本的な戸籍系図をつくることができます。
より見やすくするためには、タイトルをつけたり、人名の左上に世代数を書き入れたり工夫してください。

しかし、これでは単に事実の羅列でしかありません。
これを「白黒の家系図」とよんでいます。

ここに先祖の行跡や人物像を書き加えることにより、家系図が「我が家の歴史書」になります。
先祖への意識が高まるお盆・お彼岸・法要の時などに、祖父母や両親、親戚の方に先祖の話を聞いてみるのが良いでしょう。
知らなかった先祖の伝承や人となりが分かると思います。

しかし、縦系図には記載スペースに限界があります。その場合、横系図の形式に変更するという方法もあります。
横系図の書き方については別編で紹介します。

例として、以下の内容を加えて戸籍系図をつくってみましょう。
明治１９年式戸籍系図を参照してください。

平安城太郎
〇〇村名主役を務めた。
幕末期に国の将来を憂い、尊王派志士を支援した。

平安京太郎
〇〇村に初めて西洋織機を導入し織物業を発展させた。
菩提寺の檀家総代

妻 はな
慈愛の人。村人に裁縫を教える。

平安京吉
日露戦争に後備兵として出征し、乃木大将率いる第三軍にて陸軍歩兵軍曹に任命される。
その功績により金鵄勲章功七級を叙勲された。

妻 ふね
気丈な人。雑貨屋を営む。

同じく人名の左隣に記しますが、事項が時系列となるように記す位置や順番を考えてください。見やすくなります。
また、戒名・法名が分かれば命日の左隣に書き加えましょう。

前述のように、戸籍情報は必ずしも真実を伝えていません。それは家蔵資料や伝承を検討すれば分かります。

いずれの資料情報を選択するかは作成者本人に委ねられていますので、関係する人と相談することをお勧めします。

明治１９年式戸籍系図・例

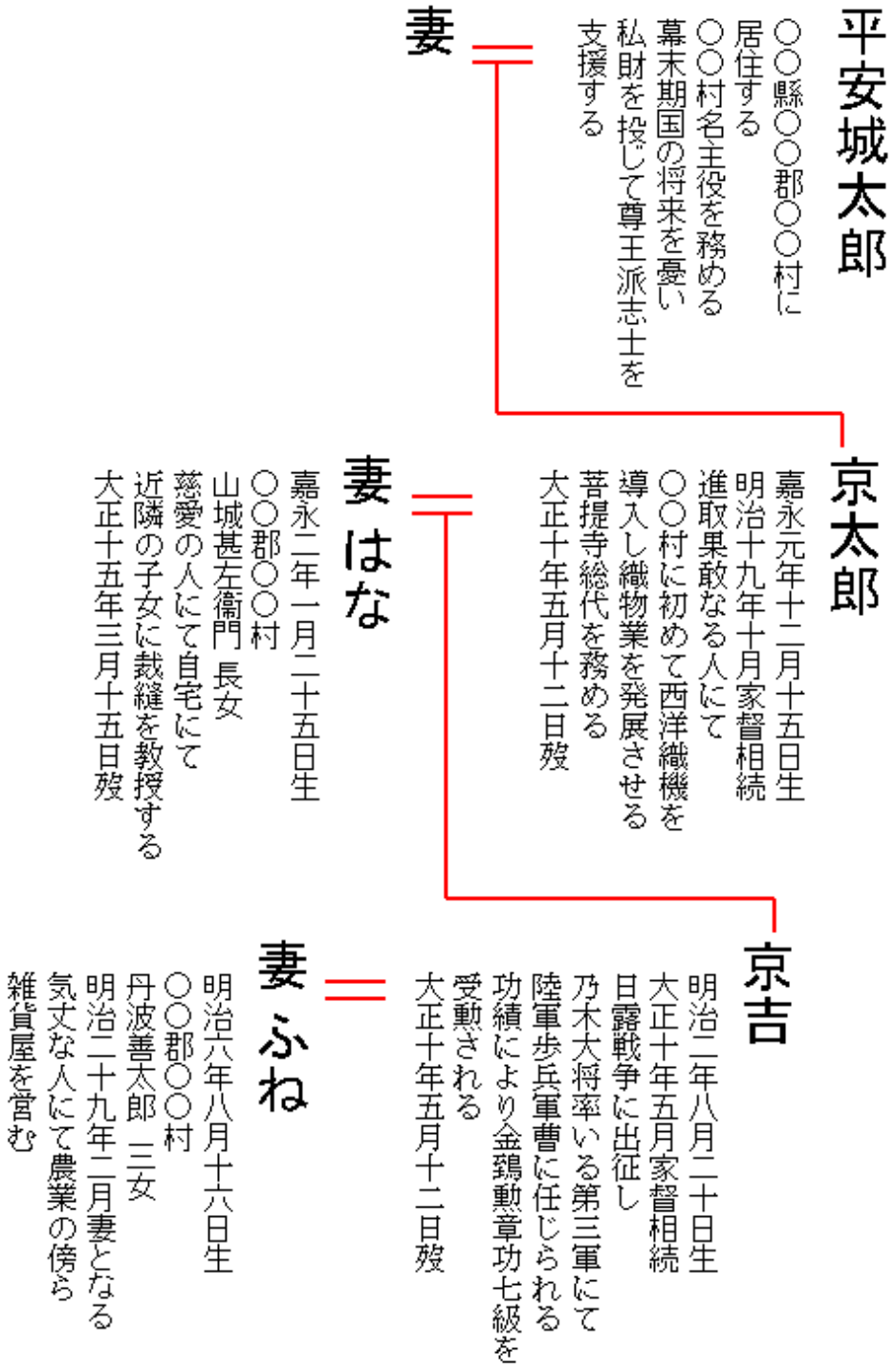

戸籍で系図を作ってみると、はじめて聞いた名前がたくさんあることに驚くと思います。
９割以上の方は、
「こんなに親戚がいたのか」
「おじさんとの関係が分かった」
「探していた親戚の所在地が分かった」
「無縁と思っていた墓が誰か分かった」など驚きの声をあげています。

もちろん、戸籍の取得状況は自治体により違いますので、７代前の先祖までが分かる方もいれば、４代前の先祖も分からない方もいるでしょう。
しかし、将来これらの戸籍も取得できなくなります。必ず取り組んでおきたいものです。

先祖への意識が高まるお盆・お彼岸・法要の時など、この戸籍系図を基に祖父母・両親・親戚から先祖の話を聞いてみると良いでしょう。
普段は聞けない昔話が聞けると思います。

～ 第四章 江戸時代の先祖を探そう ～

戸籍系図を基に江戸時代の先祖を調査してみましょう。
まずは秋山家の調査を実例に出してみます。調査情報の以下の通りです。考えてみてください。

〈秋山家の先祖情報〉
・秋山家の宗旨は曹洞宗である。
・墓地は菩提寺にあり、江戸期の墓石には苗字と「南無阿弥陀仏」が刻まれ、戒名に「誉号」ある。しかし、菩提寺では先祖を確認できない。
・位牌や過去帳は明治期からしかない。
・町内には秋山家が４軒あるが親戚関係にない。家紋・宗旨が違う。
・この町には江戸時代の村方文書が残っていない。
・明治の初めに沢田村の横田家から養子が入っている。
・「先祖は依田から来た」との伝承があるが、依田には秋山家は無い。

さあ、あなたはどこを手掛かりに調査を始めますか？
「何を言っているか分からないけど楽しそう。ワクワクする。」と思われた方、あなたは調査員の素質有りですね。
調査を依頼される方のほとんどは、このような断片的な情報しか持っていません。

そこで重要にあるのが調査カウンセリングです。
調査カウンセリングを通して、依頼者が見過ごしていたことや、忘れていた重要な情報が次々と出てきます。関係ないと思っていた情報が調査の糸口になったこともあります。
今までバラバラであった情報に関連性や合理性が出てくると、調査の方向性やその方法が明らかになってきます。

あとは実践あるのみ、江戸時代の調査に挑戦してみましょう。

◆江戸時代の先祖を探すには

これから現地調査の中で発見した調査ポイントのいくつかを紹介しましょう。
まず、重要なことは以下の二つです。

・江戸時代の居住地を探せ
・苗字や家紋に縛られるな

苗字や家系のハウツー本には書いていない内容かもしれませんね。

江戸時代の先祖を調べるには、まず先祖の居住地を知ることから始まります。
先祖の居住地を調べるには次の方法があります。

- 明治期の本籍地を調べる
- 先祖墓地の場所を調べる
- 菩提寺の場所を調べる

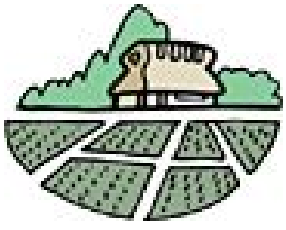

戸籍の本籍地から調べるのが最も簡単であり有効な方法ですが、古い戸籍が取得できない場合もあります。
そういう時は先祖墓地や菩提寺の場所を調べる方法が有効です。つまり、本家・大本家の墓地や菩提寺です。

ここが先祖の故郷になります。

一般的に、先祖調べでは「苗字」「家紋」が重要な手掛かりと考えられています。
実際、先祖・ルーツ調べに取り組んだ方が、まず手にする参考書が苗字（名字）や家紋の辞典や解説本です。
しかし、先祖からの伝承や家蔵記録と照らし合わせると、苗字辞典とは異なる内容や、関係ない事例に混乱すると思います。

「うちの先祖の伝承とは違う」
「苗字や家紋は間違っているのでしょうか」
「先祖の伝承はウソなのか」 などの質問を受けます。

それは苗字・家紋辞典が間違っているというわけではありません。私の先祖については記載されていないと理解した方がよいでしょう。

◆苗字と家紋

少し「苗字」について考えてみましょう。
江戸時代、ほとんどの百姓・町人は苗字を持っていました。
しかし、公に名乗ることが出来なかったことや、屋号で通じる地域では苗字がなくても不便でなかったことから、一部の有力者以外の苗字は記録されませんでした。
それでも、神社祭礼や仏事の記録には苗字を確認することができます。

では「苗字」は先祖調べにどれだけ手掛かりになるのでしょうか。

現在、日本の苗字は約３０万あるといわれています。（平成九年発行「日本苗字大辞典」では２９１１２９件）
苗字サイト「日本の苗字七千傑」では、その中の上位７０００の苗字が全人口の約９６%強をカバーしているとしています。

私自身、江戸期からあった苗字は約１万と考えています。
それ以外の希少苗字の多くは明治の戸籍編纂期に作られた、いわゆる「明治の新姓」です。
もちろん、江戸期以前の歴史を持つ苗字もありますが、珍姓奇姓といわれ

る苗字は明治初期に出来たものが多いようです。
　つまり、苗字のつながりから考えると明治初期は断絶期であったと考えられるのです。

　次に「明治の新姓」が出来るケースをいくつかあげてみました。心当たりがある方もおられるのではないでしょうか。

〈「明治の新姓」の代表例〉

1 主家や庄屋(名主)など土地の名家の苗字をもらうケース
　　一部落が同姓という地域に多いようです。

2 庄屋や僧侶などに新しく苗字をつけてもらうケース
　　珍姓希姓がうまれやすいようです。

3 屋号を苗字にするケース
　　商家や町屋に多いです。
　　「屋」を「谷」にかえることもあります。
　　たとえば、米屋が米谷になるように

4 僧侶が苗字を持つケース
　　仏教用語を使うことが多いです。

5 分家した方角や本家との位置関係を苗字にするケース

6 本姓の一字をかえて苗字にするケース

　「関東は苗字文化圏、関西は屋号文化圏」ともいわれます。
　関東は苗字を中心に先祖を調べることも可能ですが、関西は苗字が分からない場合があります。
　私自身の調査経験では１０%近くが「明治の新姓」、もしくは江戸期の苗字不明のケースでした。

　果たしてあなたの苗字はいつから名乗っているでしょうか。

明治時代からですか？
江戸時代からですか？
戦国時代からですか？
実はこれを見極めることが重要なことなのです。

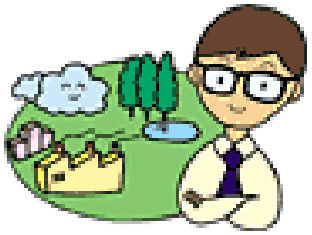

◆日本の苗字トップ10◆

1位 **佐藤** 東日本に多い。 「上がり藤」「源氏車」など
2位 **鈴木** 同じく東日本に多い。 「抱き稲」「烏」など
3位 **高橋** 全国に分布する。 「違い鷹の羽」「笹」など
4位 **田中** 地形姓の代表です。 「左三つ巴」「剣片喰」など
5位 **渡辺** 鬼退治、渡辺綱の子孫。「渡辺星」など
6位 **伊藤** 東海地方に多い。 「上がり藤」「木瓜」など
7位 **山本** 西日本に多い。 「左三つ巴」「対い鳩」など
8位 **中村** 方位姓の代表です。 「五三の桐」など
9位 **小林** 中部日本に多い。 「揚羽蝶」「片喰」など
10位 **加藤** 東海地方に多い。 「下がり藤」「藤巴」など

では「家紋」はどうでしょうか。

家紋は使用の制限がなかったため、一般庶民の間にも広がりました。
特に庶民の生活が華やかになる元禄時代に入ると、家紋の図柄も華美・優美ものになっていきます。
左右や上下対称の家紋や、丸で囲んだ家紋はこの時期に増え始めたと考えられています。

一般庶民の間では、家や一族（系統）を区別する標識として家紋は使われています。
そのため系統や同族関係を明らかにする判断材料として家紋はとても有効です。

しかし、家紋から先祖の由緒や出自を判断することは、多くの家系で困難といえます。

私自身の調査経験では使用家紋で由緒・出自を判断できたケースは５％もありません。

日本の十大家紋

◆「先祖調べ」の基本は下から

いきなり難題をぶつけてしまいました。
しかし、歴史探偵のように謎を解いていくのが「ルーツ調べ」の醍醐味であり、楽しさです。

私の場合などは、戦国時代に久世氏 → 川崎氏
→ 渡辺氏と苗字がかわっていました。

「先祖調べ」は下からの調査するのが鉄則です。つまり、身近な先祖から古い先祖を調べていく方法が確実です。
苗字の調査は次の段階になります。

ここで家系について理解しておくことがあります。
日本では「家」制度が重視されました。「家」には職業や財産がついており、そのため婿養子や養子を迎えてまでも「家」を継続させる必要があったのです。
ＮＨＫ大河ドラマ「天地人」の主人公直江兼続（樋口氏）が、重臣直江家を継いだこともその一例です。

そのため家系図とは「家」の系統図であり、血筋を示す血統図ではありません。
特に、庶民にまで「家」意識が浸透する江戸時代においては、先祖とは「家」の先祖を意味しました。
特異な事例ですが、栃木県南部には「カブタテ」という習俗があります。
「カブタテ」とは破産や相続者がいないなどでツブレヤシキとなった場合、その家や土地、苗字、墓地を譲り受けることをいいます。
つまり、血筋とは関係ない者が苗字を継ぐことになるのです。
いかに「家」を重視したかが分かる例です。

～ 第五章 先祖調査の基本手順 ～

それでは基本的な調査手順を紹介しましょう。

ステップ１ 本家分家や同族の調査

自分の家の家蔵史料はもちろんですが、本家や大本家にある仏壇の位牌や過去帳、家蔵史料、家紋、伝承などを調べます。

【位牌・過去帳】
旧家になると数種類の位牌や過去帳を持つ場合があります。裏も表もすべてを正確に筆写します。
許可が出るのであれば写真撮影させていただくとよいでしょう。
そこには戒名(法名)、命日、俗名もしくは続柄、行年(享年)、時には居住地や実家まで記されています。
位牌は板位牌と繰り出し位牌があります。古い板位牌は真っ黒で読めない場合があります。
特に繰り出し位牌が重要です。筒状の位牌の中に札板が入っています。

ステップ２ 墓地の調査

家系調査は「墓石に始まり墓石に終わる」といわれるほど、墓石の調査は基本です。
まず、墓石に刻まれた文字をすべて筆写します。墓石の位置関係、

墓地の位置関係も確認します。墓地成立の経緯も重要となりますので確認します。

文字を読むためにチョークやタワシでこする方がいますが、墓石を傷めるため行なわないでください。

ステップ３　寺や神社の調査

菩提寺には寺過去帳が保存されています。一般的な寺過去帳は命日順、年代順に記されており檀家別にはなっていません。
そのため住職でさえ判断できない場合があります。
まず、家にある位牌・過去帳・墓石などを調べた上で寺過去帳を確認します。

しかし、個人情報保護の立場から閲覧を禁止している寺院があり、檀家さんが直接依頼をしても断られるケースも増えてきました。
ご住職とよく相談してすすめてください。

神社には棟札や寄進関係の文書、石造物が残されています。
それらに先祖の名前を確認できる場合があります。

ステップ３までの調査が終わりました。
さて、江戸時代の記録で苗字を確認できましたか？
先祖の苗字を確認できた方は苗字からルーツを調べることができます。

確認できなかった方は、さらに伝承や同族関係の調査、集落の成り立ちの調査が必要となります。そして地域性も重要になります。

ステップ４　郷土資料の調査

地元の図書館や史料館には大正期や昭和初期に書かれた郷土資料が所蔵されています。そこには貴重な情報が残されています。

また、市町村史には資料編があり古文書の所在を確認できます。

古文書の閲覧方法は自治体や施設で異なります。事前に確認して訪問しましょう。

以上の調査を行なえば、江戸時代、運がよければ戦国時代末期までの基本情報を調べることが可能です。

しかし、ここで紹介できたのは初級編です。

なぜなら「ルーツ調べ」には「１０の家があれば、１０通りの調査方法がある」といわれています。
先祖の居住地や職業、さらには家筋によって調査のポイントが異なります。たとえば関東地方で有効な墓石調査法が北陸地方では効果的でない場合があります。

つまり、あなたの家系にあった調査方法を探し出し、一日も早く取り掛かることです。
さあ挑戦してみましょう。

～ 第六章「家族の樹」が家系図作成を応援します ～

ここまでレポートをお読みくださりありがとうございます。
弊社「家族の樹」では家系図を作成する方に必要なサービスや商品を提供しています。

◆自分で家系図を作りたい方へ

「時間がある」
「勉強することが好き」
「自分でやらなきゃ気がすまない」
このような方は是非、自分で家系図作りに挑戦して下さい。
自分で家系図を作りたい方には次の情報を提供しています。

基本情報調査

「戸籍調査まで終わったが、次にどこを調べたら良いか分からない。」

という方のためのサポートです。

「基本情報調査」では先祖調査やルーツ探検に必要な基本情報をお調べします。但し、調査結果の閲覧にはＰＤＦ閲覧ソフトが必要です。

（調査内容）

１先祖苗字の同姓分布
２先祖出身地の由来と歴史
３家紋の由来と同姓が使用する主な家紋。
４苗字の由来と参考系図・図書資料
ただし、江戸時代より苗字が変わっていないと仮定しています。また、「明治の新姓」や「希少姓」の場合は回答できません。
５出身地調査での参考文献
６先祖調査やルーツ探検のポイント
想定される中でアドバイスします。

※　地域によっては文献史料や施設が無い場合があります。そのために回答内容が充分でないこともあります。

（調査料金）　　８，４００円（税込）

系図原稿清書

調査した内容やお持ちの原稿を系図に起こし清書します。
「取った戸籍を系図にしたい」
「自分がまとめた系図を清書したい」
「古い家伝系図を作り直したい」という方に最適です

折本家系譜　Ｂ５版

系譜　大きさ：たて 257mm　よこ 192mm　厚み 29ｍｍ
重さ：約 920ｇ
表装布：国内産両面箔美術織物（下の系譜写真）
もしくは新金襴美術織物
紙：越前和紙 鳥の子紙（クリーム）
桐箱　大きさ：たて 305mm　よこ 250mm　厚み 56ｍｍ
付属に折本保護用のからし色布、防虫香、

化粧紙箱が付きます。

〈系譜記載内容〉
系譜はインクジェット印刷で行います。
系譜の文体は現代文を使用、**文字**は「新字」「正字」を使用します。
「姓名」「戒名」や、特にお客様の依頼がある場合は原文の文字を使用します。
ただし、パソコンで使用できない文字もあります。
事前にご相談ください。

使用家紋　特殊紋の場合は掲載不可
前文　家の由来書
略系図　名前の下に横系図記載ページを記す。
目次がわりになる。
横系図　名前・命日・戒名・事績を記す。
のちにお客様が書き込めるように余白がある。

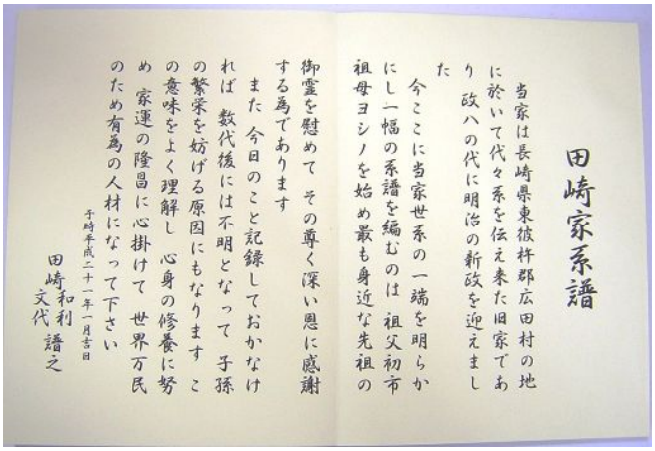
田崎家系譜

当家は長崎県東彼杵郡広田村の地に於いて代々系を伝え来た旧家であり 政八の代に明治の新政を迎えました
今ここに当家世系の一端を明らかにし一幅の系譜を編むのは 祖父初市 祖母ヨシノを始め最も身近な先祖の御霊を慰めて その尊く深い恩に感謝する為であります
また 今日のこと記録しておかなければ 数代後には不明となって 子孫の繁栄を妨げる原因にもなります この意味をよく理解し 心身の修養に努め 家運の隆昌に心掛けて 世界万民のため有為の人材になって下さい

平成二十一年一月吉日
田崎和利 文代 譜之

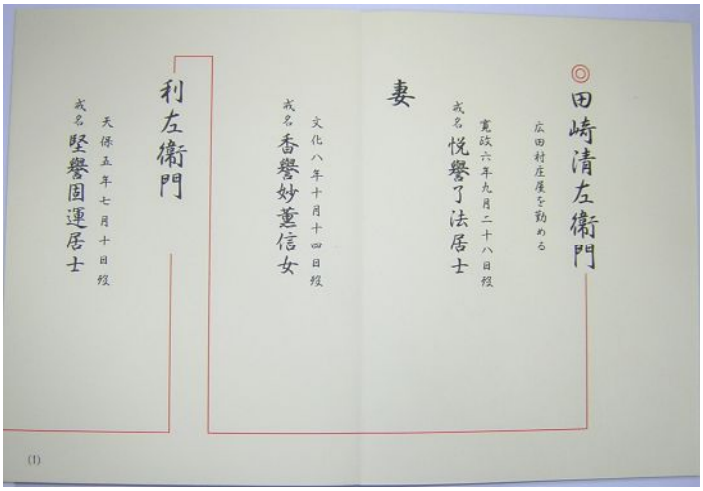
◎田崎清左衛門
広田村庄屋を勤める
寛政六年九月二十八日殁
戒名 悦譽了法居士

妻
文化八年十月十四日殁
戒名 香譽妙薫信女

利左衛門
天保五年七月十日殁
戒名 堅譽固運居士

(1)

◆専門家へお任せしたい方へ

「自分で調査する時間がない」
「専門的に調べて欲しい」という方のために、
代行調査コースをもうけています。

弊社「家族の樹」の専門調査員が現地調査に出向き、戸籍調査を土台に、過去帳や墓石、家蔵資料、郷土史料、古文書などを調べ、家系譜を作成します。
調査タイプは以下３つです。

近世２００年家系譜

記載代数は７代～１０代、年数は１５０年～２００年の直系先祖の家系譜です。（代数は自分の家族も含めた場合です）

近世４００年家系譜

記載代数は１１代～１５代、年数は３００年～４００年の直系先祖の家系譜です。（代数は自分の家族も含めた場合です）

中世家系譜

記載代数は１５代以上、年数は４００年以上の直系先祖の家系譜です。（代数は自分の家族も含めた場合です）

◆お申し込み・受け付け

基本情報調査、家系譜の調査作成をご希望の方はこちらへご連絡ください。

申込受付　山西行政書士事務所　代表：山西宏樹
ＴＥＬ：０３－６７９５－８１２１
ＦＡＸ：０５０－３４８８－４６３２
〒167-0042　東京都杉並区西荻北３－４２－１９

制作協力 家族の樹（かぞくのき） 代表 渡辺裕文
ＴＥＬ：０５０－１３２０－７４０４
〒601-8204 京都市南区久世東土川町１７－３－６０１